

日本遺伝子診療学会 ジェネティックエキスパート認定制度 申請手続について

【出願受付期間】

新規申請：2024 年 9 月 2 日（月）～10 月 1 日（火）

【新規申請】

● 提出する申請書類等 “ 申請書 ” ファイルをご利用下さい

1. 願書（第 1 号様式） * 氏名、捺印、写真貼付を確認
 * サイズ：縦 4.5 cm × 横 3.5 cm
 * 3 か月以内に撮影した無帽正面向、上半身のもの
2. 履歴書（第 2 号様式）
3. 学術活動申告書（第 3 号様式）
4. 学術活動申告用証明書台紙（第 4 号様式）
5. 推薦状（施設責任者・指導者用）（第 5 号様式）
6. 推薦状（日本遺伝子診療学会理事・評議員用）（第 6 号様式）
 * 臨床遺伝専門医、臨床細胞遺伝学認定士、認定遺伝カウンセラーの資格を持つ者については推薦状（様式 5・6 号）の提出は不要です。証書のコピーをご提出ください。
7. 認定者氏名公表同意書（第 7 号様式）
8. 写真 2 枚 （1 枚は願書に貼付、1 枚は受験票用写真）
 * サイズ：縦 4.5 cm × 横 3.5 cm
 * 3 か月以内に撮影した無帽正面向、上半身のもの
 * 写真の裏面に氏名を記入
9. 返信用封筒 1 枚
10. 誓約書
11. チェックシート（第 8 号様式） 受験手数料 2 万円の払込票、または受領証のコピーを貼付
12. 臨床遺伝専門医、臨床細胞遺伝学認定士、認定遺伝カウンセラーのどれかを有する者については認定有効期限内の認定証のコピー

● 提出先

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内
ジェネティックエキスパート認定制度委員会

TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555 E-mail：maf-gene@mynavi.jp

● 受験手数料送付先

受験手数料 2 万円は郵便振替にて下記口座に送金して下さい。

【郵便振替口座】01050-1-82450 口座名義：日本遺伝子診療学会

【銀行振替口座】みずほ銀行 出町支店 普通 No. 1555195 口座名義：日本遺伝子診療学会

● 振込、返信封筒、申請書提出用封筒

1. 受験料の振込明細書、受領証について

- 1) 受験料は上記方法で振込、振込の明細書または受領証のコピーを「ジェネティックエキスパート認定試験チェックシート」の添付欄に貼って下さい。現金は受け付けません。
- 2) 口座番号、残高などが記載されている場合は、黒マジック等で塗りつぶします。他人名や会社名で振込んだ場合は、自分の氏名を余白に記入して下さい。

2. 返信封筒

- 1) 表面に住所、氏名を明瞭に記入する。
- 2) 返信封筒：長 3 号 (120 × 235 mm) の封筒に 84 円の切手を貼る。

3. 申請書提出用封筒

- 1) 角形 2 号封筒「240 × 332 mm、A4 用紙が折らずに入る大きさ」に上記提出先住所を記入し、簡易書留、宅配便または 520 円レターパックプラスのいずれかの方法で送付する。

● 認定申請書等の記載上の注意

願書、履歴書（第 1 号様式、第 2 号様式）

学歴（高卒以上、○○専門学校卒業、○○大学○○学部卒業または中途退学、○○大学大学院○○研究科修了または単位取得退学等、卒業・修了・中途退学の学歴を記入して、入学の項は省略しても構いません）職歴、学位等は判るように記載して下さい。

学術活動申告書、学術活動申告用証明書台紙（第 3 号様式、第 4 号様式）

1. 学会および研修会・セミナーへの出席・参加の単位は、下記細則 6 条を参考にして、合計が 30 単位以上になるように記入して下さい。30 単位を超える場合にはそれ以上記入する必要はありません。
なお、臨床遺伝情報検索講習会の講師を務めた回は受講単位と認められます。
 2. 学術活動申告用証明について
 - 1) 大会、フォーラム、セミナー、研修会出席：参加証・修了証のコピーを 1 部添付。
 - 2) 演題発表：抄録またはタイトルや申請者名の分かるページのコピーを 1 部添付。
申請者氏名に蛍光ペンなどでマークを付ける。
 - 3) 論文掲載：別刷 1 部もしくは論文表紙のコピーを 1 部添付。
- * 上記を紛失しているときは、代わりに証明できる書類を添付してください。
- * 紙面不足の際は、別紙を添付して下さい。

推薦状（第 5 号様式、第 6 号様式）

第 5 号様式にて、施設責任者・指導者に署名と捺印を貰って下さい。

第 6 号様式にて、日本遺伝子診療学会役員、評議委員の方から署名と捺印を貰って下さい。

臨床遺伝専門医、臨床細胞遺伝学認定士、認定遺伝カウンセラーの資格を持つ者については推薦状（様式 5・6 号）の提出は不要です。証書のコピーをご提出ください。

● 試験方法

試験期日：2024 年 10 月 26 日（土）

筆記試験：9:45までにZoom入室、試験は10:00～11:30（90分間）

WEB試験：12:45までにZoom入室、試験は13:00～15:00（120分間、延長なし）

試験方法：オンラインにて e-ラーニング方式

試験範囲：到達目標を HP でご参照下さい。

認定試験：筆記試験と web 試験を行います。なお、web 試験ではインターネット上のデータベースを利用した解答作成が要求されます。

* 後日、試験の詳細と受験票を送付します。

● 合格発表と認定証の交付

認定試験に合格し、所定の認定料を納付した者に対して、理事会の議を経たのち、2025 年 4 月 1 日付けで認定証を交付する。

（日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会）

【出願資格】

- （１）本学会の会員であって、本学会ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会を 2 回以上受講し、ヒトを対象とした医療に資する目的の遺伝子関連検査に関わる実務経験が 3 年以上ある者（施行細則 5 条参照）
- （２）本制度施行細則第 6 条で定める単位を 30 単位以上取得した者（2019 年 4 月 1 日から願書出願時まで）（施行細則 6 条参照）

< 施行細則第 5 条 >

- （１）日本遺伝子診療学会の会員である者。
- （２）遺伝医学と遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関係した学術活動（論文発表、学会発表、講習会・セミナー参加等）に関する単位を 30 単位以上取得した者。
- （３）日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会（旧遺伝子技術講習会を含む）を 2 回以上受講すること。

(4) 遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とし、医療に資する目的の遺伝子関連検査に関わる施設での実務経験が3 年以上あり、それを証明する2名から推薦を得ること。施設は大学、企業、研究施設、病院、教育機関、臨床検査センター、官公庁などを指す。

注) ヒトを対象とした医療に資する目的の遺伝子関連検査とは、「ヒトの生殖細胞系列の染色体検査・マイクロアレイ染色体検査、分子遺伝学的解析(シーケンス解析、遺伝子発現解析等)、遺伝生化学検査、ヒトの腫瘍の染色体検査、マイクロアレイ染色体検査、分子遺伝学的解析(シーケンス解析、遺伝子発現解析等)」を意味する。

(5) 上記推薦者のうち 1 名はヒトを対象とした医療に資する目的の遺伝子関連検査などに携わる責任者あるいは指導者であること。もう1名は日本遺伝子診療学会役員あるいは評議員であること。 両者はオーバーラップ不可である。

(6) 臨床遺伝専門医、臨床細胞遺伝学認定士、認定遺伝カウンセラーの資格を持つ者については上記の推薦は不要とする。

< 施行細則第6条 >

規則第 3 条第 2 号に定める単位取得の対象となる学術活動については原則として、以下のとおりとする。

単位数

- 日本遺伝子診療学会大会出席 10 (大会毎)
ただし同大会で演題の筆頭発表であれば 5単位、共同発表であれば 3単位を、いずれかについて1大会5単位まで加算可能とする。
- 委員会が認めた遺伝医学関連の諸学会出席*1) 5 (大会毎)
- 日本遺伝子診療学会臨床遺伝情報検索講習会出席 10 (講習会毎)
- 日本遺伝子診療学会主催のフォーラム出席 8 (会毎)
- 遺伝医学に関するセミナー・研修集会出席 5 (研修会毎、委員会にて評価)
- 専門誌への遺伝医学に関する論文掲載(筆頭者) 10 (論文毎)
- 専門誌への遺伝医学に関する論文掲載(共著者) 2 (論文毎、委員会にて評価)
- 遺伝医学に関する特別講演、教育講演、
セミナー・研修会等の講師 5 (行事毎、委員会にて評価)

*1) 諸学会で遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関する演題を筆頭で発表した場合はそれぞれ5単位を加算できる。別表参照のこと。
